**長野県告示第535号**

第五次国土利用計画（長野県計画）を策定したので、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第7条第5項の規定により、次のとおり公表します。

平成28年9月29日

長野県知事 阿部 守一

第五次国土利用計画（長野県計画）

はじめに

1 計画改定の趣旨

県土は県民のための限られた資源であるとの観点から、国土利用計画は、無秩序な開発に歯止めをかけるなど土地需要を量的に調整する役割を期待されてきました。こうした役割は今後とも一定程度必要であるものの、本格的な人口減少社会を迎え、土地需要が減少する時代においては、県土を適切に管理し荒廃を防ぐなど、県土利用の質的向上を図る視点がより重要となってきており、国土利用計画の役割が大きな転換点を迎えています。

今後は、人口減少下における県土の利用・管理のあり方を県民と明らかにしていくとともに、土地需要が減少することを踏まえて自然環境の再生・活用や安全な県土利用の推進等により、より安全で豊かな県土を実現していくことが国土利用計画の重要な役割となります。

このため、本計画では、県土管理、環境共生及び防災・減災の取組を重視し、限られた資源である県土の総合的かつ計画的な利用を通じて、県土の安全性を高め、持続可能で豊かな国土を形成する県土利用を目指します。

2 計画の性格

本計画は、県内の市町村がその区域について定める国土の利用に関する計画（以下「市町村計画」という。）及び長野県土地利用基本計画の基本となるものです。

3 計画の期間

平成24年（2012年）を基準年次とし、平成37年（2025年）を目標年次とします。

第1 県土の利用に関する基本構想**1 県土利用の基本方針****(1) 県土の特性**

長野県は、本州の中央部に位置し、面積は全国第4位の13,562km²を有しています。

その地勢は、糸魚川―静岡構造線や中央構造線のほか多くの活断層が走り、地形・地質は複雑で平野部は少ないものの、県土の四方を囲む「日本の屋根」と呼ばれる3,000m級の雄大な山々、県土面積の約8割を占める広大な森林、これらを源にして流れ出る多くの河川など、「天賦（てんぷ）」ともいうべき美しく豊かな自然環境や景観に恵まれています。

また、清らかな水をはぐくむ上流水源県であり、県民のみならず下流域の住民生活や産業に豊かな水資源をもたらしています。

さらには、首都圏・中京圏から200km圏内であるため多くの人がアクセスしやすく、広大な県土の盆地や谷ごとに個性的な伝統文化が育まれるなど魅力にあふれ、移住先として人気は常に全国上位にあります。

県土の利用に当たっては、こうした県土の特性を踏まえ、美しく豊かな自然環境を保全・再生・活用しながら、安全で豊かな県土づくりを実現していく必要があります。

(2) 県土利用をめぐる基本的条件

今後、県土を利用するに当たっては、次のような基本的条件を考慮する必要があります。

ア 本格的な人口減少社会の到来

○ 本県の人口は、平成12年の約222万人をピークに減少し、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、平成37年には約194万人になり、長野県人口定着・確かな暮らし実現総合戦略に基づき人口減少に歯止めをかける政策を講じた場合でも約197万人になると見込まれています。

年齢構成比では、年少人口と生産年齢人口の割合は減少し、老年人口の割合が増加すると予測されています。

○ 平成16年と平成25年における農地及び森林から宅地等への土地利用転換については、農地転用面積は約490haだったものが約330haに減少、また、林地開発許可等面積は約40haだったものが約15haに減少しており、県全体として土地需要が減少している傾向がみられます。（県農政部及び林務部調べ）

○ 今後、土地需要は、観光地やインターチェンジ周辺など、一部では増加が見られるものの、人口減少・高齢化の進展により全体として更に減少していくことが想定され、その結果、県土管理水準の低下や非効率な土地利用の増加等が懸念されます。

また、中山間地域では、不在村化の進行等により、手入れの不十分な森林や荒廃農地が増加し、円滑な土地利用に支障をきたすことも懸念されています。

このため、今後の県土利用においては、本格的な人口減少社会における県土の適切な利用・管理のあり方を構築していくことが重要となります。

イ 自然環境等の悪化

- 人口減少・高齢化による土地への働きかけの減少により、これまで人の手が入ることで良好に管理されてきた里地里山等においては、自然環境や景観の悪化、野生鳥獣被害の深刻化、侵略的外来種の定着・拡大等に加え、自然資源の管理や利活用に係る知恵や技術の喪失が懸念されています。
- また、地球温暖化に伴う気候変動により、今後、更なる自然環境の悪化や自然生態系の損失が懸念されます。
- このような自然環境の悪化や生物多様性の損失が、土壌の劣化や水質の悪化、植生の変化を通じて、食料の安定供給や水源涵養、県土保全など暮らしを支える生態系サービス（自然の恵み）に及ぼす影響が懸念されます。

ウ 相次ぐ自然災害の発生

- 本県は、複雑な地形や脆弱な地質が広く分布しています。平成23年の東日本大震災やその翌日の長野県北部の地震、平成26年の台風8号に伴う南木曾町の土石流災害、御嶽山噴火災害、神城断層地震など、多くの災害の発生により、県土利用面における安全・安心に対する県民意識が高まっています。

(3) 本計画が取り組むべき課題

県土利用をめぐる基本的条件を踏まえ、本計画が取り組むべき課題は次のとおりです。

ア 県土管理水準等の維持及び向上

- 都市では、人口減少の進展により、中心市街地の空洞化が進行するとともに、低・未利用地や空き家等が増加しており、土地利用の効率の低下が懸念されています。

農山村では、農地の転用に加え、高齢の農業就業者の離農等による農地の荒廃により、農地面積の減少・管理水準の低下も懸念されています。林業・木材産業においては、長期にわたって木材価格が下落するなど厳しい状況にあり、一部に必要な施業が行われない森林もみられます。

このような県土管理水準の低下や都市化の進展などの県土利用の変化は、水源涵養機能の低下や雨水の地下浸透量の減少等を通じて、水の循環にも大きな影響を与えます。

さらに、農山村を中心に、人口流出による所有者の所在の把握が難しい土地が増加することが想定され、円滑な土地利用に支障をきたすおそれがあります。

このため、本格的な人口減少社会においては、県土の適切な利用と管理を通じて県土を荒廃させない取組を進めていくことが必要です。

- 人口減少・高齢化と経済のグローバル化が進行する中で、地域社会の維持・活性化を図り、豊かさを実感できる県土づくりを目指す観点から、生活や生産水準の維持・向上、さらには、移住・定住人口の増加に結びつく土地の有効利用・高度利用を一層進めていくことが必要です。
- 平成39年に予定されているリニア中央新幹線の開業は、通勤・通学圏の拡大、交流人口の増加、地域経済の活性化等、様々なメリットが期待されます。

このため、リニア中央新幹線整備がもたらすメリットを広く県内に波及させ、県土の発展や地域振興に着実につなげる取組を、県土利用においても進める必要があります。

イ 自然環境・美しい景観等の保全・再生・活用

- 人口減少は、開発圧力の減少等を通じて空間的余裕を生み出す側面もあるため、この機会をとらえ、生物多様性の確保や自然環境の保全・再生を進めつつ、持続可能で豊かな暮らしを実現する県土利用を進めていくことが必要です。特に、一度開発された土地については、利用を放棄されても人為的影響が残ることから、その地域本来の生態系には戻らず、荒廃地等となる可能性があるため、自然の生態系に戻す努力が必要となります。

- 人と自然との関わりの中で育まれた景観、農山村の集落やまちなみ、魅力ある都市空間や水辺空間を保全・再生・創出し次世代へ継承するとともに、これらを活用し地域の魅力を高めることが、伝統や文化を継承しつつ個性ある地域を創生する観点からも必要となります。

また、農林産物や再生可能エネルギーなどの地域資源を積極的に活用し、地域内で経済が循環する自立的な仕組みを構築する取組も必要です。

- 里地里山等においては、土地への働きかけの減少により、自然環境や景観の悪化、野生鳥獣被害の深刻化、侵略的外来種の定着・拡大、さらには自然資源の管理や利活用に係る知恵や技術の喪失等が懸念されていることから、自然環境と調和した持続可能な県土利用を進める必要があります。

また、上流水源県として水源地の保全を積極的に図ることも必要です。

- 地球温暖化に伴う気候変動により、自然環境の悪化や生物多様性の損失が懸念されることから、気候変動による将来的な影響も考慮して、これに適応した県土利用を進める必要があります。

ウ 災害に強い県土の構築

- 本県は、複雑な地形・地質を有するため、災害を受けやすいという特性があります。

また、近年全国的に、雨の降り方は局地化・集中化・激甚化しており、今後、気候変動によりさらに極端化・頻発化すると予測されています。

さらには、全国的に近年頻発している火山災害により、7つの常時観測火山に関係する本県でも、その対策の必要性が改めて認

識されています。

このため、地域の特性を踏まえ、防災・減災対策の強化、災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限、より安全な地域への諸機能や居住の誘導等の取組を進めていくことが必要です。

- 長野県強靱化計画(平成28年3月25日策定)の総合目標「多くの災害から学び、生命・財産・暮らしを守りぬく」と、7つの基本目標を踏まえ、従来の防災・減災対策に加え、災害が発生しても人命を守り、経済社会が致命的なダメージを受けず、被害を最小化し、すみやかに復旧・復興できる県土の構築に向けた県土強靱化の取組を推進していくことが必要です。

(4) 県土利用の基本方針

(3)で示した課題に取り組むため、本計画は、「適切な県土管理を実現する県土利用」、「自然環境と美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用」、「安全・安心を実現する県土利用」の三つを基本方針とし、県土の安全性を高め、持続可能で豊かな県土を形成する県土利用を目指します。

ア 適切な県土管理を実現する県土利用

- 都市的土地利用については、都市のコンパクト化に向け、行政、医療・介護、福祉、商業等の都市機能や居住を中心部や生活拠点等に集約化し、郊外への市街地の拡大を抑制します。集約化する中心部では、低・未利用地や空き家の有効利用により、市街地の活性化と土地利用の効率化を図ります。

一方、集約化する地域の外側では、低密度化が進むことから、公共サービスのあり方や、公園・農地・森林等の整備及び自然環境の再生などの新たな土地利用等を勘案しつつ、地域の実情に応じた対応を進めます。

また、ひとつの地域だけでは十分な機能を備えることが難しい場合には、地域の実情を踏まえ、地域が公共交通ネットワークで結ばれることによって必要な機能を享受する取組を進めます。

- 農林業的土地利用については、食料の安定供給に不可欠な優良農地を確保し、県土保全等の多面的機能を持続的に発揮させるために農地の良好な管理を行うとともに、農業の担い手への農地の集積・集約を進めることなどを通じて、荒廃農地の発生防止・解消と効率的な利用を図ります。また、県土の保全、水源涵養等に重要な役割を果たす森林の整備及び保全を進めます。

- 水循環については、都市における雨水の貯留・涵養の推進や農地、森林の適切な管理など、流域の総合的かつ一体的な管理等により、健全な水循環の維持又は回復を図ります。

再生可能エネルギー関連施設の設置に際しては、地域住民の生活、周辺の土地利用状況、自然環境、景観、災害リスク等に十分に配慮します。

- 土地利用の転換は、復元の困難性に加え、生態系や健全な水循環、景観等にも影響を与えることから、慎重な配慮の下で計画的に行ないます。

また、土地の所有者が所有地の良好な管理と有効利用に努めることを基本としつつ、所有者が管理できない場合には、所有者以外の者による管理・利用を促進します。

イ 自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用

- 保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を核として、自然環境の保全・再生を進め、県民の福祉や地域づくりに資する活用を進めます。

- 里地里山等の良好な管理を進め、バイオマス等の再生可能な資源の循環的な利活用に努めるとともに、資源の利活用に係る知恵や技術の継承を図ります。

- 5つの国立公園に代表される自然公園の優れた自然や、農山村の豊かな景観、地域の伝統文化、地場産品等の地域資源を活かし、地域間交流や経済循環を促進するとともに、都市からの移住、二地域居住の増加を図ります。

- 社会資本整備や土地利用において、良好な景観形成、気温上昇の抑制等、自然環境の有する多様な機能を活用するため、生物の生息・生育の場を提供するグリーンインフラの取組を進めます。

- 美しい農山村、魅力ある都市空間や水辺空間など、地域の個性ある美しい景観の保全、再生、創出を進め、これらを活用した魅力ある地域づくりを進めます。

- 地球温暖化への対応や水環境の改善等の観点から、健全な水循環を維持し、または回復するための取組を促進します。

- 外来種対策、野生鳥獣被害対策の推進など、生物多様性の確保と人間活動との調和を図ります。

ウ 安全・安心を実現する県土利用

- ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策を実施するとともに、災害リスクの把握及び周知を図った上で、災害リスクの高い地域の土地利用を適切に制限することが必要です。その際、中長期的な視点から、高齢者施設等の要配慮者利用施設や公共施設等について、災害リスクの低い地域へ立地を促すことにより、より安全な地域への居住を誘導する取組を進めます。

- 経済社会上、重要な役割を果たす諸機能の適正な配置やバックアップを進めるとともに、交通、ライフライン等の多重性・代替性の確保、被害拡大の防止、仮置場などの復旧復興の備えとしてのオープンスペースの確保、農地の保全管理、森林や生態系の持つ県土保全機能の向上などの取組を通じ、災害に強い県土を構築します。

エ 複合的な施策の推進と県土の選択的な利用

自然と調和した防災・減災の促進など複合的な効果をもたらす施策を進め、県土に多面的機能を発揮させることで、土地の利用価値を高め、人口減少下においても県土の適切な管理を行います。

また、適切な管理が困難な荒廃農地などは、地域の実情に応じ、森林や自然環境の再生、希少野生生物の生息地等の新たな用途

を見いだすことで県土を荒廃させないなど、県民にとって最適な県土利用を選択するよう努めます。

オ 多様な主体による県土の県民的経営

県民の社会参加や社会貢献意識の高まり、価値観の多様化等に伴って、個人、ボランティア・NPO、各種団体、企業等の多様な主体が、公共・公益的な分野における活動を担いつつあります。

人口減少・高齢化による農林業の担い手不足等から県土の管理水準が低下している中で、こうした多様な主体による県土管理への直接的・間接的なかわりが期待されています。

そのため、県民一人ひとりが県土に関心を持ち、その管理の一端を担う県民の参加による県土管理（県土の県民的経営）を進めます。

2 地域類型別の県土利用の基本方向

(1) 都市

人口減少の進展により、中心市街地では空き家や空き店舗が増加するなど空洞化が進行し、活力の低下がみられます。

一方、郊外部では以前と比べ減少しているものの、住宅や商業施設等の開発がみられます。

こうしたことを踏まえ、人口減少下においても必要な都市機能を確保するとともに、中心市街地の活性化を図りつつ、環境負荷の小さい安全で暮らしやすい都市を形成するため、地域の実情を踏まえながら、都市のコンパクト化を図り、高齢者をはじめ誰もが歩いて暮らせる集約型のまちづくりを進めます。

このため、都市における県土利用の基本方向は、次のとおりです。

○ 既存のインフラストックを有効に活用するとともに、道路、公園、下水道等の都市施設や高度情報通信網等の整備を計画的に進め、都市機能の向上を図ります。また、地域の資源や特性を活かした個性あるまちづくりを進めます。

○ 既成市街地においては、再開発、建物等の複合化による土地の高度利用、低・未利用地の有効利用、公共交通の利便性の向上を図ります。

特に、中心市街地では、周囲の環境やまちなみ景観等に配慮しつつ、中高層住宅や商業施設と公用・公共用施設の複合化により、土地の高度利用を図るとともに、低・未利用地や空き家については、地域住民や商店街など多様な主体により、地域の実情に応じてコミュニティ施設や交流施設、福祉施設、日用品販売施設等として有効に利用されるよう取組を進めます。

○ 市街化を図る必要のある区域においては、計画的に整備を図ります。

さらに、集約した都市間のネットワークを充実させることによって、拠点性を有する複数の都市と周辺の農山村との相互の機能分担や交流を促進することを通じ、効率的な土地利用を図ります。

新たな土地需要には、地域の実情も踏まえながら既存の低・未利用地の再利用を優先させ、農林業的土地利用、自然的土地利用からの転換は抑制します。

○ 健全な水循環の維持又は回復や資源・エネルギー利用の効率化等により、都市活動による環境への負荷の小さい都市の形成を図ります。

また、美しく良好なまちなみ景観の形成、豊かな居住環境の創出、緑地及び水辺空間による生態系ネットワークの形成等を通じた自然環境の保全・再生等により、美しくゆとりある環境の形成を図ります。

○ 災害に強い都市構造を形成するため、諸機能の分散配置やバックアップの整備、地域防災拠点の整備、オープンスペースの確保、ライフラインの多重性・代替性の確保等を進めます。

また、主要な都市機能が災害リスクの高い場所に立地している場合は、耐震化等により安全性を向上させるとともに、より安全な地域に集約を図るよう誘導します。

(2) 農山村

農山村は、豊かな自然、歴史の中ではぐくまれた伝統文化、自然と調和した生活文化等の大切な資源を有する地域であるとともに、農林業生産活動等が行われることを通じて県土保全や水源涵養、自然環境の保全等の多面的機能を発揮する地域です。

しかし、人口減少・高齢化等により、農林業生産活動の停滞や集落機能の低下が懸念されており、農山村の活性化が求められています。

こうしたことを踏まえ、農山村が県民共有の財産であるという認識の下、地域経営の中心的役割を担う市町村の行財政基盤の確立や生活・生産基盤の整備を進める必要があります。

このため、農山村における県土利用の基本方向は、次のとおりです。

○ 地域に密着した生活道路、バス等の公共交通、下水道等の生活排水施設、住宅等の生活基盤の整備を、生産基盤の整備とあわせて計画的かつ一体的に促進します。

生活サービス機能等の維持が困難になると見込まれる中山間地域等の集落地域においては、日常生活に不可欠な施設や地域活動を行う場を歩いて動ける範囲に集め、周辺地域と公共交通などのネットワークでつないだ「小さな拠点」の形成を促進します。

○ 6次産業化などによる農林水産物の高付加価値化や新たな木材需要の創出、地域の歴史や風土を生かした農林業の振興、農山村の資源を活用しながら観光等と結びついた新たな産業の創出等の取組により、就業機会の確保を図ります。

また、地方創生の取組を踏まえつつ、都市との機能分担や地方への移住・二地域居住などを含む共生・交流を促進します。

○ 健全な水循環の維持又は回復、担い手への農地の集積・集約、農地の良好な管理、野生鳥獣被害への対応、森林資源の循環利用や適切な整備等により、集落を維持し、良好な県土管理を継続させるとともに、美しい景観の保全・創出を図ります。

また、荒廃農地の解消に努め、その有効利用を促進します。

その際、多様な主体による直接的・間接的な農林業への参画を促進します。

- 人間の働きかけを通じて形成されてきた里地里山などの二次的自然に適応した野生生物の生息・生育環境を適切に維持管理します。
- 農地と宅地が混在する地域においては、地域住民の意向に配慮しつつ、農業生産環境と地域住民の生活環境が調和するよう、地域の実情に応じた計画的かつ適切な土地利用を図ります。
- ため池の改修、地すべり対策等の実施により、災害に強い農山村づくりを進めます。

(3) 自然維持地域

自然維持地域は、原生的な自然や優れた風景地等を有し、県土の生態系ネットワークを形成する上で中核的な役割を果たしています。

このため、自然維持地域における県土利用の基本方向は、次のとおりです。

- 在来の野生動植物の生息・生育空間の適切な配置や連続性を確保し、これにより気候変動への順応性の高い生態系の確保を図りつつ、自然が失われつつある場合は再生を図ること等により、これらの地域を適正に保全します。
その際、外来種の侵入や野生鳥獣被害等を防止するとともに、自然環境データの把握に努めます。
また、適正な管理の下、自然の特性を踏まえつつ体験学習等のふれあいの場としての利用を図ります。

3 利用区分別の県土利用の基本方向

(1) 農地

- 食料の安定供給に不可欠な優良農地の確保と、不断の良好な管理を通じて県土保全や自然環境保全等の農業の有する多面的機能の維持・発揮を図ります。
- 農業生産の効率を高め、農業の担い手を安定的に確保するため、農地中間管理機構や農業生産基盤整備等を活用した農地の集積・集約を進めるとともに、担い手に集中する水路等の管理を地域コミュニティで支える活動に対し支援し、荒廃農地の発生防止及び解消を促進します。
- 化学肥料や化学合成農薬に過度に依存しない環境への負荷の低減に配慮した農業生産を進めます。

(2) 森林

- 林産物の供給、県土保全、水源涵養等の森林の持つ多面的機能を総合的に発揮する持続可能な森林経営の確立に向け、主伐と植栽等による適切な更新を進めるとともに、間伐等により多様で健全な森林の整備と保全を図ります。その際、NPOや企業など多様な主体の直接的・間接的な参加の促進を図ります。
- 都市及びその周辺の森林については、良好な生活環境を確保するため、積極的に緑地としての保全と整備を図ります。
また、農山村集落周辺の森林については、地域社会の活性化に加え、多様な要請に配慮しつつ適正な利用を図るとともに、野生鳥獣とのすみ分けを促進する緩衝帯の整備を進めます。
- 原生的な森林や希少野生動植物が生息・生育する森林等、自然環境の保全が必要な森林や重要な水源地帯の森林については、適正な維持管理を図ります。

(3) 原野等

- 湿原、水辺植生、在来の野生動植物の生息・生育地等の貴重な自然環境を形成している原野は、生態系や景観の維持等の観点から保全を基本とし、自然が失われつつある場合は再生を促進します。
- その他の原野及び採草放牧地は、地域の自然環境を形成する機能に十分配慮しつつ、適正な利用を図ります。

(4) 水面・河川・水路

- 河川はん濫地域や土砂災害の危険性のある区域においては、河川や砂防施設等のハード整備のための必要な用地の確保を図ります。

また、被害を最小限に食い止める減災の視点から、河川の水位情報等の提供、土砂災害等のハザードマップの作成や警戒避難体制の整備、土砂災害警戒区域等の指定による新規住宅の立地抑制等のソフト対策を実施し、ハードとソフト対策が一体となった総合的な防災・減災対策を進めます。

さらに、施設の適時・適切な維持管理及び補修・更新により、既存用地の持続的な利用を図ります。

- 整備に当たっては、在来の野生動植物の生息・生育に適した良好な水辺空間の確保、親水性、オープンスペース等の多様な機能の維持・向上を図り、自然環境の保全・再生に配慮します。

(5) 道路

ア 一般道路

- 県内外各地との交流・連携を促進し、県土の有効利用と地域の暮らしや産業を支える基盤整備を進めるため、必要な用地の確保を図ります。また、適切な維持管理・更新により、既存用地の持続的な利用を図ります。
- 高規格幹線道路の整備促進、地域高規格道路の整備に向けた取組等、交流を拡大し地域の活力を創出する交通基盤の整備を図ります。
- 交通渋滞や危険箇所等の解消等による物流の円滑化や観光地へのアクセス向上など、本県の経済を支える幹線道路網の構築や快適な暮らしを支える生活道路の整備を進めます。

- 災害時における緊急輸送路の信頼性向上に向けた道路網の構築を図ります。
- 整備に当たっては、生活環境や自然環境に配慮することとし、特に市街地においては、道路緑化等により、良好な沿道環境の保全と整備を図ります。
- イ 農道及び林道
 - 農林業の生産性の向上、農地や森林の適正な管理、農山村の生活環境の改善のため、必要な用地の確保を図ります。
 - なお、整備に当たっては、自然環境の保全に十分配慮し、適切な維持管理・更新により、既存用地の持続的な利用を図ります。

(6) 宅地

ア 住宅地

- 暮らしの豊かさや環境への関心の高まりを踏まえ、ゆとりある住環境づくりを進めるため、長期にわたり使用できる住宅の普及促進や、住宅の耐震性能、断熱性等の環境性能を含めた既存の住宅ストックの質の向上を図ります。
- また、土地利用の高度化、低・未利用地や空き家の有効活用、既存ストックの有効活用を優先しつつ、ユニバーサルデザイン、省エネルギー、景観等に配慮した良好な住環境が形成されるよう、必要な用地を確保します。
- 特に都市においては、土地利用の高度化や低・未利用地の有効利用により、良質な住宅地を供給するとともに、オープンスペースの確保による安全性の向上を図り、ゆとりある快適な環境の形成を進めます。

イ 工業用地

- 産業構造の変化、成長産業や地域資源を活用した高付加価値産業創出の動向等を踏まえ、産業集積を進める上で必要な用地の確保を図ります。その際、環境の保全等に十分配慮するとともに、低・未利用地の有効利用を図ります。
- 工場と住宅が混在する地域においては、計画的な工場の再配置を図ります。
- また、移転等に伴って生ずる工場跡地については、土壌汚染の調査や対策を講ずるとともに、良好な都市環境の整備等のため有効利用を図ります。

ウ その他の宅地

- 中心市街地の活性化や良好な環境の形成に配慮しつつ、空き店舗、空き地等の低・未利用地の有効利用を図ります。その際、高齢化等地域の実情に応じたコミュニティのよりどころとしての交流施設や福祉施設、日用品販売店舗等への活用に配慮します。
- 大規模集客施設の立地については、都市構造への広域的な影響や景観との調和等を踏まえ、地域の意見を反映した適正な立地となるように配慮します。
- 庁舎等の公共施設は、建て替えなどの機会をとらえ、災害リスクに十分配慮しつつ、都市の中心部等での立地を促進させることにより、災害時の機能を確保するとともに、より安全な地域への市街地の集約化を促進します。

(7) その他の土地利用

ア 公用・公共用施設用地

- 文教施設、公園緑地、交通施設、環境衛生施設等の公用・公共用施設の用地については、県民生活上の重要性とニーズの多様化を踏まえ、環境の保全や景観に配慮して必要な用地の確保を図ります。
- 施設の整備に当たっては、耐震性等を含めた防災性の確保と、災害時における施設の活用に配慮するとともに、施設の拡散を防ぐ観点から、空き家・空き店舗の再生・活用や街なか立地に配慮します。

イ 低・未利用地

- 都市及びその周辺地域の低・未利用地については、居住用地や事業用地等として再利用を図るほか、公共用施設用地や指定緊急避難場所等の防災用地、自然再生のためのオープンスペース等、居住環境の向上や地域の活性化に資する観点から積極的な活用を図ります。
- 荒廃農地については、食料生産を確保し、食料自給率を向上させるため、作付・再生可能なものについては所有者による適切な管理に加え、多様な主体の直接的・間接的な参加を促進することにより、農地としての再生・活用を積極的に図ります。
- なお、再生困難な荒廃農地については、地域の実情に応じて森林等新たな生産の場としての活用や、自然環境の再生を含め農地以外への転換を進めます。
- ゴルフ場やスキー場等の比較的大規模な跡地は、森林への転換を進めるほか、周辺の自然環境や景観等への影響、災害リスク、地形等へ配慮しつつ、有効利用を図ります。その際、近隣地域住民の生活環境と調和するよう、その用途や撤退時の対応等を含め地域の実情に応じた計画的かつ適切な土地利用を図ります。

第2 県土の利用区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

1 県土の利用区分ごとの規模の目標

- 計画の目標年次は平成37年とし、基準年次は平成24年とします。
- 県土の利用に関して基礎的な前提となる人口と一般世帯数については、平成37年において、それぞれおよそ194万人、およそ76万世帯と想定します。
- 県土の利用区分は、農地、森林、原野等、水面・河川・水路、道路、宅地、その他の7区分とします。
- 県土の利用区分ごとの規模の目標については、利用区分別の県土の利用の現況及び将来の想定される利用状況を基本に、将来人口等を前提とし、利用区分間の調整を行い、定めるものとします。
- 第1の「県土の利用に関する基本構想」に基づく平成37年における県土の利用区分ごとの規模の目標は、第1表のとおりです。

なお、次の「2 地域別の概要」も含め、以下の数値等については、今後の経済社会の不確定さを踏まえ、流動的な要素があることに留意しておく必要があります。

(第1表)

利用区分ごとの規模の目標

利用区分	目標面積 (単位: ha)						基本方向 (再掲)	
	第五次計画			第四次計画				
	平成24年 (基準年次)	平成37年 (目標年次)	増 (▲減)	平成16年 (基準年次)	平成29年 (目標年次)	増 (▲減)		
農地	110,900	106,500	▲4,400	114,140	108,300	▲5,840	○食料の安定供給に不可欠な優良農地の確保と良好な管理 ○担い手への集積・集約化の推進、荒廃農地の発生防止・解消等	
森林	1,066,700	1,066,700	± 0	1,055,030	1,055,500	470	○森林の適切な更新、多様で健全な森林の整備と保全 ○原生的な森林や水源林の保全等	
原野等	6,620	6,460	▲160	7,620	7,640	20	○貴重な自然環境を形成している原野の保全・再生 ○採草放牧地等の適正な利用	
水河水面 川路	39,670	39,630	▲40	39,830	39,660	▲170	○ハードとソフトによる総合的な防災・減災対策の推進 ○適切な維持管理、良好な水辺空間の確保等	
道路	42,190	43,230	1,040	41,880	45,820	3,940	○幹線道路網の構築、生活道路の整備、適切な維持管理 ○農道・林道の整備、適切な維持管理	
宅地	53,330	55,170	1,840	50,420	55,350	4,930	○住宅地、工業用地、その他の宅地の計	
再掲	住宅地	32,650	33,760	1,110	30,620	33,390	2,770	○安全性の向上とゆとりある住環境の形成 ○既存住宅ストックの質向上、都市における土地利用の高度化
	工業用地	2,710	2,880	170	2,890	2,900	10	○成長産業や高付加価値産業の集積 ○工場跡地等未利用地の有効利用
	その他宅	17,970	18,530	560	16,910	19,060	2,150	○中心市街地の活性化と良好な環境の形成 ○空き店舗、空き地等の有効活用
その他	36,790	38,510	1,720	47,280	43,930	▲3,350	○公用・公共用施設用地の確保 ○低・未利用地の有効活用	
合計	1,356,200	1,356,200	0	1,356,200	1,356,200	0		
市街地	17,640	17,470	▲170	17,700	19,290	1,530	○人口集中地区 (再掲)	

2 地域別の概要

- 地域別の土地利用は、土地、水、自然等の資源の有限性を踏まえ、地域の振興を図ることを目指し、環境の保全に配慮しつつ、地域の特性を生かした土地の有効利用と県土の均衡ある発展を基本とします。
- 地域別の区分は、県土の自然的、社会的、歴史的な過程等から、次の4地域に区分します。
 - ・ 東信地域 (佐久・上小地域)
 - ・ 南信地域 (諏訪・上伊那・飯伊地域)
 - ・ 中信地域 (木曾・松本・大北地域)
 - ・ 北信地域 (長野・北信地域)
- 計画の目標年次、基準年次、県土の利用区分及び利用区分ごとの規模の目標は、1に準じて定めています。
- 平成37年の地域別人口は、次のとおり想定します。
 - ・ 東信地域 37万人
 - ・ 南信地域 53万人
 - ・ 中信地域 46万人
 - ・ 北信地域 58万人

○ 平成37年における地域別の利用区分ごとの規模の目標は、第2表のとおりです。

(第2表)

地域別の利用区分ごとの規模の目標

(単位：ha)

利用区分	平成24年(基準年次)					平成37年(目標年次)				
	東信	南信	中信	北信	計	東信	南信	中信	北信	計
農地	27,880	27,500	28,360	27,160	110,900	26,800	26,300	27,000	26,400	106,500
森林	179,700	326,250	379,400	181,350	1,066,700	179,700	326,250	379,400	181,350	1,066,700
原野等	1,730	1,140	1,370	2,380	6,620	1,690	1,110	1,340	2,320	6,460
水面・河川・水路	7,920	11,030	13,540	7,180	39,670	7,910	11,010	13,530	7,180	39,630
道路	9,630	12,210	10,340	10,010	42,190	9,880	12,520	10,590	10,240	43,230
宅地	12,490	14,020	13,550	13,270	53,330	13,000	14,830	14,140	13,200	55,170
住宅地	7,070	8,860	8,200	8,520	32,650	7,340	9,310	8,430	8,680	33,760
工業用地	550	1,020	590	550	2,710	560	1,090	660	570	2,880
その他宅地	4,870	4,140	4,760	4,200	17,970	5,100	4,430	5,050	3,950	18,530
その他	8,250	7,150	5,940	15,450	36,790	8,620	7,280	6,500	16,110	38,510
合計	247,600	399,300	452,500	256,800	1,356,200	247,600	399,300	452,500	256,800	1,356,200
市街地	2,540	4,190	4,440	6,470	17,640	2,540	4,030	4,440	6,460	17,470

(注) 1 道路は、一般道路、農道、林道である。

2 市街地は人口集中地区であり、再掲数値である。平成24年欄の市街地の面積は、平成22年の国勢調査の面積である。

3 国土地理院による計測方法の変更により、平成26年10月1日付で県土面積が1,356,223haから1,356,156haに変更されたが、合計欄は平成24年、平成37年とも1,356,200haとする。

第3 第2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

県土の利用は、本計画に基づき、公共の福祉を優先させるとともに、地域を取り巻く自然や社会、経済、文化的条件等を踏まえて総合的かつ計画的に進める必要があります。このため、土地所有者による良好な土地管理と有効な土地利用に加え、県等は各種の規制措置・誘導措置等を通じた総合的な対策を実施します。

なお、本計画は、県及び市町村等の公的主体のほか、地域住民や民間企業、NPO、学術研究者などの多様な主体の活動により実現されるものであり、以下に掲げる措置は、それら多様な主体の参画と各主体間の適切な役割分担に基づき実施されるものです。

1 土地利用関連法制等の適切な運用

国土利用計画法及びこれに関連する土地利用関係法の適切な運用並びに、本計画、国土利用計画(全国計画、市町村計画)など、土地利用に関する計画に基づく計画的な調整を通じ、適正な土地利用の確保と県土資源の適切な管理を図ります。

また、本計画を基本とする長野県土地利用基本計画においては、地域が主体となった土地利用を進めるため、市町村の意向や地域の実情を十分踏まえるとともに、土地利用の影響の広域性を踏まえた関係機関相互間の適切な調整を図ることにより、土地利用の総合調整を積極的に行います。

2 県土の保全と安全性の確保

(1) 本県の自然条件に対応した防災・減災対策

○ 本県の地形、地質、気象等の自然条件に対応して、洪水、土砂流出、地震、火山噴火、雪崩等による被害防止のために必要な施設整備を進めるとともに、施設の適切な維持管理を進めます。

○ より安全な地域への居住等の誘導に向け、災害リスクの高い地域の把握、公表を積極的に行うとともに、地域の実情等を踏まえつつ、災害リスクの低い地域への公共施設等の立地による誘導や、関係法令に基づいた土地利用制限を行う規制区域の指定を促進します。加えて、主体的な避難を促進する観点から、ハザードマップの作成・配布や防災教育の体系的な実施、避難訓練等を進め

ます。

(2) 総合的な治水対策

流域の保水・遊水機能を確保するための施設等の整備と適切な維持管理、適切な土地利用等により、総合的な治水対策を進めます。

(3) 災害に強い森林づくり

森林の持つ県土保全と安全性の確保に果たす機能の向上を図るため、適切な保育、間伐などの森林整備を進めるとともに、山地災害の発生の危険性が高い地区の的確な把握に努め、保安林の適切な指定・管理や治山施設の整備等、災害に強い森林づくりを進めます。その際、流域保全の観点からの関係機関との連携や地域における避難体制の整備などのソフト対策との連携を通じた効果的な事業の実施を図ります。

(4) 県土の安全性の向上

県土の安全性を高めるため、住宅・建築物の耐震化、ライフラインの多重化、交通ネットワークの代替性の確保、公園や学校等の防災機能の強化、市街地における公園・街路等の活用による指定緊急避難場所・避難路の整備とオープンスペースの確保及び道路の無電柱化等の対策を進めます。

3 持続可能な県土の管理

(1) 都市の集約化

都市の集約化に向け、地域の実情に応じ、行政、医療・介護、福祉、商業など生活サービスを提供する都市機能や居住を都市中心部や生活拠点等へ誘導し、歩いて暮らせる集約型のまちづくりを進めます。

また、高齢者等の移動手段が確保されたまちづくりを進めるとともに、公共交通機関の再生・活性化等によるネットワークを整備します。

(2) 「小さな拠点」の形成

生活サービス機能等の維持が困難と見込まれる中山間地域等の集落地域において「小さな拠点」の形成を進めるため、地域の実情に応じ、日常生活に不可欠な施設を歩いて動ける範囲に集め、周辺地域と公共交通などのネットワークでつなぐ取組を進めます。

(3) 優良農地の確保・農業振興

○ 食料の安定供給に不可欠な優良農地の確保を図るとともに、農業水利施設の適切な保全管理を図ります。

○ 農地の有する県土保全等の多面的機能を発揮させるため、農業の担い手の育成・確保と営農等の効率化に向け、農地の大区画化等による農業生産基盤の整備や農地中間管理機構等を活用した農地の集積・集約を推進するとともに、担い手に集中する水路等の管理を地域コミュニティで支える活動に対し支援します。特に、中山間地域等では、地域の多様な農業者の役割分担により相互に支え合う集落営農組織を育成し、地域全体として営農の継続や農地の維持・活用を図ります。

○ 新技術の導入による省力化・低コスト化、市場価値の高いオリジナル品種の生産拡大、食の安全と消費者の信頼の確保に定める農産物の安定供給体制の確立、6次産業化、食育・地消地産の推進や農業・農村ビジネスの創造により、農業の雇用と農産物の高付加価値化を促進するとともに、環境と調和した農業生産活動を進めます。

(4) 持続的な森林管理・林業振興

○ 持続的な森林管理を行うため、主伐と植栽等による適切な更新を進めるとともに、間伐等の施業を効率的に行えるよう、小規模な面積の森林の集約化や路網等の基盤整備を促進します。

○ 林業を担う人材の育成・確保、生産・加工・流通体制の整備等により、林業・木材生産の経営体制を強化するなど林業の成長産業化を進め、林業の持続的かつ健全な発展を図ります。

○ 県産材を活用した住宅等の普及や木造公共施設の建設を促進し、県産材の需要拡大を図るとともに、木質バイオマス・エネルギーの普及拡大に向け、モデル事業の実施などにより課題の解決を図り、森林資源の循環的な利活用を促進します。

(5) 健全な水環境の維持・回復

上流水源県として健全な水循環の維持又は回復のため、森林の水源涵養機能の発揮、農地の適切な維持管理、水辺地や水生生物の保全による河川・湖沼の自然浄化能力の維持・回復、雨水の地下浸透、土壌汚染の防止等による地下水の水質保全と利用の促進、地球温暖化に伴う気候変動への対応、水環境の改善等の施策を総合的かつ一体的に進めます。

また、水源地について、周辺の開発状況や土地取引状況の把握に努め、その保全を図ります。

(6) 美しい景観の保全・再生・創出

歴史的・文化的風土の保存、文化財の保護を図るとともに、良好なまちなみ景観や緑地・水辺景観、農山村景観等、本県の自然と歴史が織りなす美しい景観の保全・再生・創出を図ります。

4 自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保

(1) 多様な自然環境の保全

地域特性に応じて、次のように本県の多様な自然環境の保全を図ります。

○ 高い価値を有する原生的な自然については、厳格な行為規制等により、保全を図ります。

- 在来の野生動植物の生息・生育、自然景観、希少性等の観点からみて優れている自然については、行為規制等により、適正に保全します。
 - 里地里山にみられるような人の手が入ることによって維持される自然については、適切な農林業活動や民間・NPO等による保全活動の促進、必要な施設の整備等を通じて利用と保全が調和した自然環境の維持・形成を図ります。
 - 自然が減少した地域については、自然の再生により、質的向上・量的確保を図ります。
- (2) 生物多様性の確保
- 上記(1)のいずれの地域においても、生物の多様性を確保する観点から、森林、農地、都市内緑地・水辺、河川等をつなぐ生態系ネットワークの形成に配慮します。
 - 在来の野生動物の生息環境を保全する一方、侵入防止柵の整備や鳥獣保護・管理を行う人材育成等の野生鳥獣被害対策を進め、被害の防止を図ります。
また、侵略的外来種の定着、拡大を防ぎます。
 - 県土には希少種を含む様々な野生生物が生息・生育していることも踏まえ、原生的な自然環境だけでなく、農地、荒廃農地等においても希少種等の野生生物に配慮した土地利用を進めます。
- (3) 観光・地域産業の振興
- 本県の山岳高原や森林、河川などの美しく豊かな自然環境や風景、地域固有の自然生態系、自然に根ざした地域の伝統・文化・景観は、観光資源としてきわめて高い価値を有しています。これらを適切に活用したエコツーリズムの推進や、環境に配慮した地場産品の活用により、観光をはじめとした地域産業の振興を図ります。
- また、国内はもとより、訪日外国人の関心も高いことから、受入環境の整備を図り、国立公園などのブランドを活かした国内外の観光客の増加を図ります。
- (4) 地球温暖化対策の推進
- ヒートアイランド現象や地球温暖化等への対策を加速させるため、自動車から公共交通利用への転換促進など環境と調和した交通体系の形成、住宅・建築物の省エネルギー対策、市街地の緑地・水面等の効率的な配置などにより環境負荷の小さな土地利用を図ります。
 - 温室効果ガスの削減のため、森林や都市の緑地の適切な保全・整備を行い、森林吸収源対策を着実に実施します。
- (5) 生活環境の保全
- 県民の健康の保護及び生活環境の保全のため、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、悪臭等への対策を適切に実施します。
- また、騒音の著しい交通施設などの周辺においては、緩衝帯の設置などの周辺対策を進めます。
- 河川・湖沼といった公共用水域の流域においては、水質保全のため、生活排水、工場・事業場の排水による汚濁負荷の削減対策、降雨による排水路等からの流出水対策、緑地の保全その他自然環境の保全を図ります。
- (6) 資源循環型社会の形成
- 資源循環型社会の形成に向け、廃棄物の排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rの一層の推進を図ります。また、発生した廃棄物の処理については、排出者や処理業者に対して適正な処理を求めるとともに、不法投棄等の不適正処理を防止します。
- (7) 環境影響評価等の推進
- 環境影響評価制度については、大規模開発等を行う事業者が十分な環境保全対策を行うよう、適切な運用を図ります。
- また、事業の特性を踏まえつつ公共事業の位置・規模等の検討段階において環境的側面からの検討を行うことなどにより、適切な環境配慮を促進します。
- 5 土地の有効利用の促進
- (1) 農地
- 「長野県食と農業農村振興計画」に示す基本方向により各種施策を総合的に展開するとともに、農業振興地域の整備に関する法律及び農地法の適切な運用により、優良農地の確保に努めます。
 - 荒廃農地の再生と発生防止に着実に取り組むとともに、農地の集積・集約を推進し、多様な担い手による効率的な活用を進めます。
- (2) 森林
- 林産物の供給をはじめ、県土保全、水源涵養等の森林の持つ多面的機能が総合的に発揮されるよう、地域森林計画等に基づき、間伐等による森林整備と保全を計画的に進めます。
 - 森林セラピー基地等を森林の癒し効果の享受や環境教育の場として活用しながら、観光、医療、教育等の分野と融合を図ることにより、森林関連産業の活性化を促進します。
- (3) 水面・河川・水路
- 治水や利水の機能発揮を図りつつ、在来の野生動植物の多様な生息・生育環境を保全することにより、自然のうおい豊かな水面・

河川・水路づくりを進めるとともに、親水性やオープンスペース等の多様な機能に配慮した水辺環境整備を推進し、水と人とのふれあいの場の形成を図ります。

(4) 道路

- 安全性・快適性・防災機能の向上を図るため、道路改良、歩道等の交通安全施設の整備、道路情報の高度化、道の駅の整備、植樹帯の設置、無電柱化等を推進するとともに、良好な道路景観の形成、道路空間の有効利用を図ります。
- 高規格幹線道路と地域高規格道路の整備をはじめ、高速交通網へのアクセス道路から生活関連道路、農道、林道に至るまでの地域道路網の体系的な整備を推進します。
- リニア中央新幹線整備による効果を広く県内に波及させるため、駅の周辺整備、高速道路とリニアを一体化する道路整備、トンネル発生土運搬路確保にあわせた道路整備及びリニア3駅活用交流圏の実現に向けた道路整備を進めます。

(5) 住宅地

- 長期的な需給見通しに基づいて、量より質の向上を重視した適正な住宅地の供給を図るとともに、良好な居住環境の形成のため、公園緑地、下水道等の整備、土地区画整理を促進します。
- 住宅の長寿命化、耐震性の向上、環境に配慮した住宅の普及、中古住宅の市場環境の整備等により、良質な既存住宅ストックの形成と有効活用を進め、住宅地の持続的な利用を促進します。
また、都市においては、安全性の向上とゆとりある快適な環境の確保に配慮しつつ、住宅地の高度利用を図ります。
- 中山間地域においては、定住人口の確保を図るため、地域の実情に応じ、公的体を中心として、良好な居住環境を備えた住宅地の供給を促進します。
- 空き家等については、空き家バンク等による所有者と入居希望者とのマッチングを進めるとともに、空き家等を地域の活性化、移住・二地域居住の促進、人口定着につながるよう改修するなど利活用を促進します。
- 空き家等の実態把握や倒壊等の著しい危険がある空き家等の除却等の措置を行う市町村に対して、技術的な助言を行います。

(6) 工業用地

未来を拓く次世代産業の創出に向け、長野県の地域特性に合致し、長野県産業の有する高度な技術力を活かすことができる成長期待分野を重点とした産業集積を計画的に進める上で必要な工業用地の確保を図るとともに、高度情報通信インフラ、研究開発インフラ、産業・物流インフラ等の総合的な整備を促進します。

なお、これらを行うに当たり、環境負荷の低減と地域社会との調和に配慮するとともに、既存の工業団地のうち未分譲のものや工場跡地等の有効利用を図ります。

(7) その他の宅地

市街地再開発等による面的整備、大規模集客施設の適正立地、地域・商店街・個店・住民等の多様な主体の創意工夫やスモールビジネスの創出、創業の促進により、市街地の活性化を図ります。

(8) 低・未利用地

- 都市及びその周辺地域の低・未利用地については、再開発用地としての利用を図るほか、新たな宅地や公園緑地、工業用地等の需要がある場合には優先的に活用するとともに、状況に応じて自然の再生を図るなど、地域の実情を踏まえて有効利用を図ります。
- 再生可能な荒廃農地については、生産のための基盤整備や農業の担い手への集積・集約の促進等により、農地として有効活用を図ります。
また、森林原野化した再生困難な荒廃農地については、新たな生産の場として活用するなど、有効利用を図ります。

6 土地利用転換の適正化

(1) 土地利用の転換

- 土地利用の転換は、復元の困難性や生態系をはじめとする自然の様々な循環系への影響に十分留意した上で、人口や産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況その他の自然的・社会的条件など地域の実情を勘案して、適正に行います。
また、転換途上であっても、これらの条件の変化を勘案する必要があるときは、速やかに計画の見直しなどの適切な措置を講じます。
- 都市の低・未利用地や空き家等が増加していることにかんがみ、これらの有効活用を通じて、農林業的土地利用・自然的土地利用からの転換を抑制します。

(2) 農地の利用転換

- 農地の利用転換を行う場合には、食料生産の確保、農業経営の安定、地域の農業や景観等に及ぼす影響に留意し、農業以外の土地利用計画との調整を図ります。
また、既存の低・未利用地等の有効活用を優先し、無秩序な転用を抑制します。
- 地域の実情に応じた農地取得の下限面積の引下げの検討や、家庭菜園づくりへの応援等を通じ、本県における「農ある暮らし」の魅力を高め、新規就農の促進と移住・定住人口の拡大を図るとともに、中山間地域の荒廃農地の再生・有効活用を促進します。

(3) 森林の利用転換

森林の利用転換を行う場合には、林産物の供給をはじめ、県土保全、水源涵養等の森林の持つ多面的機能の維持を図ります。
また、生物多様性保全のため、生態系ネットワークの維持に十分配慮して周辺の土地利用との調整を図ります。

(4) 大規模な土地利用転換

大規模な土地利用の転換については、その影響が広範に及ぶため、周辺地域も含めて事前に十分な調査と調整を行い、県土の保全と安全性の確保、環境の保全等に配慮しつつ、適正な土地利用の確保を図ります。

また、地域住民の意向等、地域の実情を踏まえるとともに、市町村の基本構想など地域づくりの総合的な計画、公共用施設の整備や公共サービスの供給計画等との整合を図ります。

(5) 混在地における土地利用転換

農地等の農林業的土地利用と宅地等の都市的土地利用が無秩序に混在する地域または混在が予測される地域においては、必要な土地利用のまとまりを確保することなどにより、農地と宅地等相互の土地利用の調和を図ります。

(6) リニア中央新幹線長野県(仮称)駅周辺の整備

リニア中央新幹線長野県(仮称)駅及び駅周辺については、リニア活用基本構想を踏まえ、国内外からの来訪者を迎える県の新たな南の玄関口にふさわしいものとするを旨とします。このため、地域の市町村や住民の意向や優良農地の保全に配慮しつつ、「長野県らしさ・伊那谷らしさを感じる駅」、「広域交通・地域振興の拠点となる駅」という視点から、既存の公共交通との連携も含め、必要な機能・施設等の整備を進めます。

7 県土に関する調査の推進

土地境界の明確化が目的である国土調査による地籍整備は、被災後の復旧・復興の迅速化や土地取引、民間開発・県土基盤整備の円滑化等に貢献する極めて重要な取組であるため、事業主体である市町村が行う地籍調査の計画的な実施に対し支援するとともに、高齢化や不在村化の進行により、森林や農地等において境界や所有者が不明となる土地が発生することを防ぐ観点から、境界の保全や台帳の整備等の取組を進めます。

また、希少種を始めとする生物の分布情報について、気候変動の影響等への対応も念頭に、様々な主体による調査結果を集約することなどにより整備を促進します。

さらに、これらの調査結果の普及と啓発を図ります。

8 計画の効果的な推進

計画の推進等に当たっては、各種の指標等を活用し、県土利用をとりまく状況の変化及びこれらの分析を通じて計画推進上の課題を把握し、計画がその目的を達するよう効果的な施策を講じます。

9 県土の県民的経営の推進

所有者等による適切な管理、国や県、市町村による公的な役割に加え、地域住民、企業、NPO、他地域の住民など多様な主体が、森林づくり活動、河川・湖沼環境・道路等の保全活動、農地の保全管理活動等に参画するほか、地元農産品や地域材製品の購入、緑化活動に対する寄付等、様々な方法により県土の適切な管理に参画する「県土の県民的経営」の取組を進めます。

おわりに

土地は、現在と将来における限られた資源です。私たちは、先人から受け継いだ豊かな自然や人の営みにより育まれた伝統的な風景や文化等を保全・再生し、より良い状態で将来に引き継いでいかなければなりません。

そのためには、土地利用に関する諸計画の実施に際し、本計画に定める三つの基本方針「適切な県土管理を実現する県土利用」、「自然環境と美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用」、「安全・安心を実現する県土利用」を踏まえた、不断の取組が必要です。

また、本計画が目指す「県土の安全性を高め、持続可能で豊かな県土を形成する県土利用」の実現にあたっては、計画期間を超えた長期的な見通しの上に地域の合意形成を進めるなど、長期の視点からの取組も重要となります。

なお、国土利用計画(全国計画)や今後の県土利用をめぐる情勢の変化を見据え、必要に応じ本計画の見直しを行うこととします。

地域振興課

長野県告示第536号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の特定行為業務を行う者の登録を次のとおり行いました。

平成28年9月29日

長野県知事 阿部 守一

（登録特定行為事業者 短期入所生活介護）

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
社会福祉法人さかえ	長野市吉田3丁目13番27号	地域密着型特別養護老人ホーム ケアホームよしだ	平成28年9月16日

（登録特定行為事業者 介護予防短期入所生活介護）

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
社会福祉法人さかえ	長野市吉田3丁目13番27号	地域密着型特別養護老人ホーム ケアホームよしだ	平成28年9月16日

（登録特定行為事業者 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
社会福祉法人さかえ	長野市吉田3丁目13番27号	地域密着型特別養護老人ホーム ケアホームよしだ	平成28年9月16日

介護支援課

長野県告示第537号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成28年9月29日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
木曾郡南木曾町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、南木曾町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
南木曾町（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び南木曾町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第538号

長野県の発注する建設工事及び建設コンサルタント等の業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成4年長野県告示第640号）の一部を次のように改正し、平成29年1月1日以降に行う入札参加資格審査の申請から適用します。

平成28年9月29日

長野県知事 阿部 守一

第3第8号を削り、同第3第9号中「ISO認証、」を削り、同号を同第3第8号とし、同第3第10号中「産業廃棄物減量化・適正処理実践協定又は長野県産業廃棄物3R実践協定」を「長野県産業廃棄物3R実践協定（排出事業者（建設業）」に改め、同号を同第3第9号とし、同第3中第11号を第10号とし、第12号から第15号までを1号ずつ繰り上げる。

第5第1項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り上げ、第13号を削り、同項第14号中「ISO9000、ISO14000、」を削り、同号を同項第12号とし、同項第15号中「産業廃棄物減量化・適正処理実践協定書又は長野県産業廃棄物3R実践協定」を「長野県産業廃棄物3R実践協定（排出事業者（建設業）」に改め、同号を同項第13号とし、同項中第16号を第14号とし、第17号から第22号までを2号ずつ繰り上げ、第23号の前に次の2号を加える。

(1) 職場いきいきアドバンスカンパニー認証書の写し

(2) 就業規則の写し及び年間休日日数を確認できる書類

第5第1項中第31号を第32号とし、第30号を第31号とし、第29号の次に次の1号を加える。

(30) 長野保護観察所に協力雇用主として登録していることを証する書類

建設政策課技術管理室

長野県告示第539号

国土交通省北陸地方整備局 千曲川河川事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成28年9月29日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量、GNSS水準測量、3級水準測量）
- 2 作業期間
平成28年9月5日から平成29年2月24日まで
- 3 作業地域
大町市

建設政策課

長野県告示第540号

佐久市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成28年9月29日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
平成28年8月15日から平成28年11月18日まで
- 3 作業地域
佐久市

建設政策課

長野県告示第541号

国土交通省中部地方整備局 天竜川上流河川事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成28年9月29日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
基準点測量
- 2 作業期間
平成28年8月1日から平成29年2月17日まで
- 3 作業地域
飯田市

建設政策課

長野県告示第542号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の一部について指定を解除します。

平成28年9月29日

長野県知事 阿部 守一

- 1 一部について指定を解除する区域の名称
藤ノ木_ア
- 2 一部について指定を解除する区域
千曲市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県千曲建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）
- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項
別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第543号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成28年9月29日

長野県知事 阿部 守一

- 1 土砂災害警戒区域の名称
島内、岡田、小日向、一の瀬、北洞、原、湯の原、千手、駒越、下和泉、並柳、崖の湯1、大村、広沢寺、一の海、中山、山田池、城山西、舟ヶ沢(1)、舟ヶ沢(2)、御射神社秋宮、稲倉、神宮寺、御殿山、藤井(1)、藤井(2)、東桐原、牛立、橋倉、大高崎(1)、大高崎(2)、大高崎(3)、上和泉、白骨2、入山1、入山2、田萱、古宿、屋形原、駒ヶ原、金原、追平、曾倉、寄合渡、保平、川浦1及び川浦2
- 2 指定の区域
松本市及び塩尻市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県松本建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第544号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成28年9月29日

長野県知事 阿部 守一

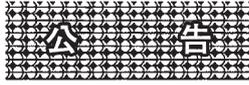
- 1 土砂災害警戒区域の名称
瑞穂、小菅、柳久保、南善寺、田草、分道、牛ヶ首、鐘鋳場、十三ヶ丘、大川、山口、大塚、緑、中条、中曾根南部、顔戸、北

条、雨池、三郷、温井1、温井2、上境、和水、崩、馬場、柄山、村中、松沢、関屋、涌井、堰口、濁池、太田入及び滝の脇

2 指定の区域

飯山市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県北信建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課



公告

表彰規則(昭和34年長野県規則第6号)第7条の規定により、平成28年9月15日付けて次の者を表彰しました。

平成28年9月29日

長野県知事 阿部 守一

スポーツ特別栄誉賞
荒井 広宙

人事課

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成28年9月29日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成28年9月16日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人よつば
- 3 代表者の氏名
今村 隆昭
- 4 主たる事務所の所在地
飯田市久米436番地
- 5 定款に記載された目的
この法人は、高齢者、身体障害者等に対して、家事援助サービス、介護介助サービス等居宅支援に関する事業を行い、地域福祉の発展に寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成28年9月29日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成28年9月20日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ハートケア蒼い風
- 3 代表者の氏名
小木曾 計男
- 4 主たる事務所の所在地
飯田市今宮町2丁目59番地
- 5 定款に記載された目的
この法人は、障がい児・者等に対して、生活支援や社会復帰訓練に関する事業を行い、地域保健福祉の向上に寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成28年9月29日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マツヤ軽井沢店
軽井沢町大字軽井沢字野沢原1323-1002ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社デリシア
松本市大字今井7155-28
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)マツヤ	小山 栄造	長野市大字北尾張部710-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)デリシア	阿部 仁志	松本市大字今井7155-28

- 4 変更した年月日
平成28年4月1日
- 5 届出年月日
平成28年9月8日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県佐久地方事務所商工観光課